

令和2年6月2日

各 県 立 学 校 長 様

豊かな心と身体育成課長
学校経営戦略推進課長
義務教育指導課長
高校教育指導課長
特別支援教育課長

熱中症事故の防止について（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長及び初等中等教育局教育課程課長から別紙写しのとおり依頼がありました。

熱中症事故の防止については、これまで各学校において取り組んでいただいているところですが、特に、今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業の影響等により、学校再開直後から暑くなり始める時期を迎えることに加え、児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりする場合も考えられることから、その際の児童生徒等の健康確保に向けた取組に一層留意する必要があります。

特に、感染症予防のためのマスク着用については、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は、登下校時を含め、児童生徒等の発達の段階や特性等を踏まえ、換気や十分な距離を保った上でマスクを外させるなど、熱中症事故の防止に万全を期してください。